諮問番号：令和４年度諮問第 ８ 号

答申番号：令和４年度答申第２２号

答　申　書

**第１　審査会の結論**

○○○○○○保健福祉センター所長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対して令和２年１１月１１日付けで行った生活保護法（昭和２５年法律第１４４号。以下「法」という。）第６３条に基づく費用返還決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

**第２　審査関係人の主張の要旨**

１　審査請求人

（１）年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成２４年法律第１０２号。以下「給付金法」という。）に基づく年金生活者支援給付金（以下「本件支援給付金」という。）の制度は、令和元年に消費税が８パーセントから１０パーセントになり、生活費が余分に必要となるためできた制度である。

審査請求人は、特別定額給付金や臨時特別給付金（以下「特別定額給付金等」という。）について、それぞれ、１０万円受給したが、これらは徴収されなかった。

本件支援給付金は、新しくできた制度であり、従来の厚生年金等の法律と異なるものである。

本件支援給付金が収入になるのであれば、「支援」という言葉を付けていないはずであり、本件支援給付金を収入として処理することは不当である。

（２）本件処分の返還金・徴収金決定書（以下「本件処分通知書」という。）には、金額については記載されているが、何の収入かは記載されておらず、曖昧である。

何の収入かを記載すれば収入として認定できないからであり、本件処分通知書は無効な文書である。

２　審査庁

本件審査請求は、棄却すべきである。

**第３　審理員意見書の要旨**

１　審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

２　審理員意見書の理由

（１）本件についてみると、処分庁は、決定理由を、「（前略）〔審査請求人〕は令和２年３月分から令和２年１０月分の年金５０７０９円を遡及して受給したため、令和２年３月分から令和２年１０月に支給した保護費のうち５０７０９円については、「資力がありながら保護を受けた」ことに該当するため、保護に要した費用を返還する義務がある旨を定めた生活保護法第６３条に基づき返還決定します。」として、本件処分を行ったことが認められる。

（２）審査請求人は、本件支援給付金について、新しくできた制度で従来の厚生年金等の法律と異なる旨、また、収入になるのであれば、「支援」という言葉を付けていないはずであり、本件支援給付金を収入として処理することは不当である旨主張している。

しかしながら、年金生活者支援給付金制度の施行に伴う円滑な請求手続及び保護費への反映処理を実施するための生活保護担当部局と国民年金担当部局との連携について（令和元年８月２２日社援保発０８２２第２号厚生労働省社会・援護局保護課長通知・令和元年８月２２日年管管発０８２２第２号厚生労働省年金局事業管理課長通知。以下「令和元年課長通知」という。）のとおり、本件支援給付金の取扱いについては、年金と同様に、生活保護制度においては、法第４条第１項に基づき、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件としており、生活保護の実施に当たっては、年金・手当等の公の給付を含む資産を活用することが前提となっている。

また、令和元年課長通知のとおり、本件支援給付金は、実際の受給額を収入として認定するとされているところ、処分庁が、本件処分において、生活保護法による保護の実施要領について（昭和３６年４月１日厚生省発社第１２３号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第８の３（２）ア（ア）及び令和元年課長通知に基づき、審査請求人が受給している本件支援給付金を収入認定したことに、違法又は不当な点は見当たらない。

（３）次に、法第６３条に基づく返還額について、審査請求人が令和２年１１月１３日に遡及受給した同年３月分から同年９月分の本件支援給付金の額は５０，７０９円であり、処分庁が、審査請求人に対し、同年３月以降に支給した保護費について法第６３条に基づく費用返還（以下「費用返還」という。）の対象とし、本件処分を行ったことが認められ、その判断に違法又は不当な点はない。

なお、法第６３条に基づく費用返還決定処分（以下「費用返還決定処分」という。）については、原則、全額を返還対象としつつ、処分庁が真にやむを得ない理由と判断したものについて返還額から控除することができるが、審査請求人自ら請求を取り下げたことによって、本件支援給付金の支給が遅れ、処分庁が、費用返還決定処分を行うこととなったこと等の経過や定期的に支給される本件支援給付金の受給額の全額が収入認定されることとの公平性を考慮すると、事件記録からは返還額から控除を行うべき事実を見出すことができない。

（４）また、審査請求人は、本件処分通知書の決定理由（以下「本件理由提示」という。）に、金額の記載はあるが、何の収入であるかの記載がなく、無効の文書として成立しない旨主張している。

審査請求人が遡及して受給したものは令和２年３月分から同年９月分の本件支援給付金であるところ、本件理由提示の欄には、「令和２年３月分から令和２年１０月分の年金５０７０９円を遡及して受給したため」と記載されており、処分庁は、「令和２年９月分」と記載すべきところを「令和２年１０月分」と記載したこと、また、「年金生活者支援給付金」と記載すべきところを「年金」と記載したことが推察され、記載内容に誤りがあることが認められる。

しかしながら、審査請求人は、処分庁に対し、本件支援給付金の遡及分５０，７０９円の収入がある旨の収入申告書（以下「本件収入申告書」という。）を提出していること、本件支援給付金の振込通知書（以下「本件支援給付金通知書」という。）に５０，７０９円の支援給付金が振り込まれる旨の記載があることから、本件理由提示の欄に記載がある「年金５０７０９円」について、本件支援給付金であるということを審査請求人が了知することは可能であったと認められる。

また、審査請求人は、前述のとおり、本件支援給付金を収入として処理することは不当である旨主張しており、処分庁が本件理由提示の欄に記載した「年金５０７０９円」について、本件支援給付金のことであることを了知していることが推察される。

さらに、処分庁は、「令和２年９月」と記載すべきところを、「令和２年１０月」と記載しているものの、審査請求人が遡及して受給した本件支援給付金の金額に誤りはなく、返還対象額に誤りは認められない。

以上のことからすると、本件理由提示の記載に誤りは認められるものの、行政処分の理由の提示（以下「理由の提示」という。）は、処分庁の判断の慎重・合理性を担保し、処分の相手方の争訟提起の便宜を図る趣旨であることを鑑みると、本件理由提示の記載の誤りに本件処分を取り消すほどの瑕疵があるとまでは言えない。

（５）以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点は認められず、審査請求人の主張は認められない。

なお、本件支援給付金を収入認定の対象とすることについては、誤解が生じやすい事項であることを踏まえ、処分庁においては、被保護者自身が理解できるような言葉や表現を用いて丁寧に説明し、理解を得るよう努めなくてはならない。また、理由の提示の記載については、被保護者に誤解を与えることのないように努めなくてはならないことを付言する。

**第４　調査審議の経過**

　令和４年　６月１７日　　諮問書の受領

令和４年　６月２１日　　審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知

　　　　　　　　　　　　　　主張書面等の提出期限：７月５日

口頭意見陳述申立期限：７月５日

令和４年　６月２８日　　審査関係人の主張書面（令和４年６月２７日付け）及び資料の受領

令和４年　７月１１日　　審査関係人の主張書面（令和４年７月６日付け）の受領

令和４年　８月　２日　　第１回審議

令和４年　８月２９日　　第２回審議

**第５　審査会の判断の理由**

１　法令等の規定

（１）法第１条は、「この法律は、日本国憲法第２５条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。」と定めている。

（２）法第４条は、生活保護制度の基本原理の一つである「保護の補足性」について規定しており、第１項は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。また、法第５条は、「前４条に規定するところは、この法律の基本原理であつて、この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。」と定めている。

（３）法第８条第１項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と定めている。

（４）法第６３条は、「費用返還義務」について規定しており、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と定めている。

（５）次官通知第８の３（２）ア（ア）は、「恩給、年金、失業保険金その他の公の給付（中略）については、その実際の受給額を認定すること。（後略）」と記している。

なお、次官通知は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４５条の９第１項及び第３項の規定による処理基準（以下「処理基準」という。）である。

（６）生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて（平成２４年７月２３日社援保発０７２３第１号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「平成２４年課長通知」という。）１（１）は、「法第６３条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること。ただし、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えない。（後略）」とし、次に定める範囲の額として①から⑥を記している。

そのうち④は、「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額。ただし、以下の使途は自立更生の範囲には含まれない。」とし、以下の使途として、「（ア）いわゆる浪費した額（当該収入を得たことを保護の実施機関に届け出ないまま費消した場合を含む）」、「（イ）贈与等により当該世帯以外のために充てられた額」、「（ウ）保有が容認されない物品等の購入のために充てられた額」、「（エ）保護開始前の債務に対する弁済のために充てられた額」と記し、⑤は、「④にかかわらず、遡及して受給した年金については、（２）により取扱うこと。」と記している。

また、平成２４年課長通知１（２）は、「遡及して受給した年金収入にかかる自立更生費の取扱いについて」として、「年金を遡及して受給した場合の返還金から自立更生費等を控除することについては、定期的に支給される年金の受給額の全額が収入認定されることとの公平性を考慮すると、上記（１）と同様の考え方で自立更生費等を控除するのではなく、厳格に対応することが求められる。そのため、遡及して受給した年金収入については、次のように取扱うこと。（ア）保護の実施機関は、被保護世帯が年金の裁定請求を行うに当たり遡及して年金を受給した場合は、以下の取扱いを説明しておくこと。①資力の発生時点によっては法第６３条に基づく費用返還の必要が生じること②当該費用返還額は原則として全額となること③真にやむを得ない理由により控除を認める場合があるが、事前に保護の実施機関に相談することが必要であり、事後の相談は、傷病や疾病などの健康上の理由や災害など本人の責めによらないやむを得ない事由がない限り認められないこと（イ）原則として遡及受給した年金収入は全額返還対象となるとした趣旨を踏まえ、当該世帯から事前に相談のあった、真にやむを得ない理由により控除する費用については、保護の実施機関として慎重に必要性を検討すること。（後略）」と記している。

（７）令和元年課長通知Ⅰ４は、「給付金〔本件支援給付金〕の取扱い」として、「生活保護制度においては、生活保護法（中略）第４条第１項に基づき、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件としており、生活保護の実施に当たっては、年金・手当等の公の給付を含む資産を活用することが前提となっている。（後略）」と記している。

また、令和元年課長通知Ⅱは、「給付金の保護費への適切な反映について」として、「給付金は、「生活保護法による保護の実施要領について」（中略）〔次官通知〕の第８の３の（２）のアの（ア）により、実際の受給額を収入として認定する。（後略）」と記している。

なお、令和元年課長通知は、地方自治法第２４５条の４第１項の規定に基づく技術的助言（以下「技術的助言」という。）である。

（８）特別定額給付金及び令和２年度子育て世帯への臨時特別給付金の生活保護制度上の取扱いについて（令和２年５月１日社援保発０５０１第１号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「令和２年課長通知」という。）１は、「収入認定の取扱いについて」として、「特別定額給付金（中略）は、その趣旨として、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和２年４月２０日閣議決定）において、「新型インフルエンザ等対策特別措置法の緊急事態宣言の下、生活の維持に必要な場合を除き、外出を自粛し、人と人との接触を最大限削減する必要がある。医療現場をはじめとして全国各地のあらゆる現場で取り組んでおられる方々への敬意と感謝の気持ちを持ち、人々が連帯して、一致団結し、見えざる敵との闘いという国難を克服しなければならない。」と示されていることから、こうした趣旨に鑑み、収入認定においては下記のとおり取り扱うこととする。」とし、下記のとおりとして（１）から（３）を記している。

そのうち（１）は、「特別定額給付金は、（中略）施策の目的として、「感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行う」とされ、給付対象者については、「基準日（中略）において住民基本台帳に記録されている者」とされており、被保護者も給付の対象となっている。被保護者に特別定額給付金が支給された場合の収入認定の取扱いについては、こうした趣旨・目的に鑑み、収入として認定しないこととする。（後略）」と記されている。

なお、令和２年課長通知は、処理基準である。

（９）給付金法第１条は、「この法律は、公的年金等の収入金額と一定の所得との合計額が一定の基準以下の老齢基礎年金の受給者に（中略）老齢年金生活者支援給付金（中略）を支給する（中略）ことにより、これらの者の生活の支援を図ることを目的とする。」と定めている。

（１０）行政手続法（平成５年法律第８８号）第１４条第１項は、「行政庁は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。（後略）」と定めている。

２　認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類（事件記録）によれば、以下の事実が認められる。

（１）平成２４年１２月３日付けで、処分庁は、審査請求人に対し、法による保護を開始した。

（２）令和２年６月２２日、処分庁は、審査請求人から同月１０日付けで日本年金機構が審査請求人あてに通知した年金生活者支援給付金請求書の取下げについて（以下「取下げ通知」という。）を受領した。

なお、取下げ通知には、「（前略）ご請求のありました年金生活者支援給付金につきましては、以前にその請求を取り下げる旨の申出をいただいていたところです。この申出を受けまして、支援給付金請求の取下げに係る取扱いを確認したところ、年金生活者支援給付金の取下げの申出を受理することといたしました。（中略）今後、あらためて年金生活者支援給付金を請求される場合は、別途年金生活者支援給付金請求書の提出が必要となり（中略）ますので、ご留意ください。（後略）」と記載されている。

（３）令和２年８月２０日付けで、処分庁は、来所した審査請求人に対して法第２７条に基づき本件支援給付金に係る申請を行うよう口頭で指導し、後刻、審査請求人から本件支援給付金に係る申請を行った旨を電話で報告を受けた。

なお、同日付のケース記録票には、「（前略）主〔審査請求人〕来所。あらためて支援給付金〔本件支援給付金〕の受給申請をするように説明し、法２７条による口頭指導を行う。主は、「支援給付金は消費税の増税に伴う生活を支援するためのお金で、それを収入として扱うのは納得がいかない」と（中略）話す。そのため、主によると、厚労省になぜ支援給付金が収入認定の対象になるのかという説明文書を求めているとのこと。その内容をみて、支援給付金を申請するかどうかを決めると話す。説明文書の内容に主が納得するかどうかにかかわらず、支援給付金は収入であり、認定対象である。（中略）認定の根拠について文面で示さなくてはならない法的根拠はないことを伝える。（後略）」と記載されている。

（４）令和２年１１月２日、処分庁は、審査請求人から本件収入申告書及び本件支援給付金通知書の提出を受けた。

なお、本件収入申告書の「２年金、恩給、児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、雇用保険、傷病手当金等の収入」の欄には、受給者の氏名として審査請求人の氏名が記載されており、また、「年金支援給付金」が１４，４９６円と、「遡及」が５０，７０９円と記載されている。

また、本件支援給付金通知書には、「年金生活者支援給付金振込通知書」と題し、初回振込予定日として令和２年１１月１３日と記載されており、給付金支払額及び振込額の欄には、令和２年１１月の振込額として５０，７０９円と、令和２年１２月から令和３年４月の振込額として１４，４９６円と記載されている。

（５）処分庁は、審査請求人から本件収入申告書及び本件支援給付金通知書の提出を受けたことから、令和２年１１月１１日付けで、審査請求人に遡及して支給される本件支援給付金５０，７０９円について費用返還を求める本件処分を行った。

なお、同日付けのケース記録票には、「＜年金生活者支援給付金の支給開始に伴う収入認定および６３条返還決定＞主〔審査請求人〕より年金生活者支援給付金の支給開始の申告あり。（中略）以下のように返還決定（中略）を行う。Ｒ２．１１月（１１／１３受給）分：５０，７０９円―遡及年金につき法６３条を適用して返還決定。（後略）」と記載されている。

（６）本件理由提示は、「（前略）〔審査請求人〕は令和２年３月分から令和２年１０月分の年金５０７０９円を遡及して受給したため、令和２年３月分から令和２年１０月に支給した保護費のうち５０７０９円については、「資力がありながら保護を受けた」ことに該当するため、保護に要した費用を返還する義務がある旨を定めた生活保護法第６３条に基づき返還決定します。」と記載されている。

（７）令和２年１１月２９日付けで、審査請求人は、本件審査請求を行った。

３　判断

（１）費用返還決定処分について

ア　審査請求人は、本件支援給付金の制度は、令和元年に消費税の税率が引き上げられ、生活費が余分に必要となるためできた制度であり、従来の厚生年金等の法律と異なるものであるから、本件支援給付金を収入として処理することは不当である旨主張する。

　　　本件についてみると、処分庁は、審査請求人から本件収入申告書及び本件支援給付金通知書の提出を受けたことから、令和２年１１月１１日付けで、審査請求人に遡及して支給される本件支援給付金５０，７０９円について、費用返還を求める本件処分を行ったことが認められる。

　　　保護の決定及び変更に係る事務は、地方自治法における法定受託事務とされており、厚生労働大臣は当該法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準（処理基準）を定めている。そして、収入については、前記１（５）のとおり、次官通知第８の３（２）ア（ア）において、年金等の公の給付については、その実際の受給額を認定する旨が定められている。

　　　また、本件支援給付金については、前記１（７）のとおり、技術的助言として、令和元年課長通知において、次官通知第８の３（２）ア（ア）により、実際の受給額を収入として認定する旨が示されている。

　　　上記の次官通知及び令和元年課長通知の内容は、法第６３条の解釈として合理的なものであって、これらに基づき、処分庁が、本件処分において、審査請求人が受給する本件支援給付金を収入として認定し、費用返還の対象としたことが認められる。

　イ　法第６３条は、前記１（４）のとおり、被保護者は都道府県等に対して「その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額」を返還しなければならないと規定しており、被保護者が返還すべき額については、その受けた保護金品に相当する金額を上限としつつ、保護の実施機関が定めるものとしている。同条が返還額について被保護者が受けた保護金品に相当する金額の範囲内とし、返還額の上限となる金額を規定する一方、返還すべき額の算定方法を具体的に規定していないのは、返還を免除すべき額をどのように算定するかについては、保護の実施機関の合理的な裁量に委ねるべきとの趣旨によるものと解するのが相当である。

　　　また、費用返還の行政実務では、前記１（６）の平成２４年課長通知が参照されている。

　　　平成２４年課長通知１（１）では、費用返還については、原則、全額を返還対象としつつ、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額は返還額から控除して差し支えないと示されている。

また、遡及して受給した年金収入については、平成２４年課長通知１（２）において、定期的に支給される年金の受給額の全額が収入認定されることとの公平性を考慮すると、上記の平成２４年課長通知１（１）と同様の考え方で控除するのではなく、厳格に対応することが求められる旨が示されている。

本件については、①本件支援給付金が公的年金等の収入金額やその他の所得が一定基準以下の者に対し、年金に上乗せして支給されるものであること、②審査請求人自ら本件支援給付金の請求を取り下げたことによって、結果的に遡及して本件支援給付金が支給されることとなったこと、③定期的に支給される本件支援給付金は、その全額が収入認定されることに鑑みれば、平成２４年課長通知１（２）に照らして事件記録をみても、返還額から控除を行うべき事実を認めることができず、審査請求人に遡及して支給される本件支援給付金の全額５０，７０９円について、費用返還を求めることとした処分庁の判断に不合理な点は認められない。

ウ　前記のことから、本件処分にその内容において取り消すべき違法又は不当な点は認められない。

エ　なお、審査請求人は、本件支援給付金についても新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の特別定額給付金等と同様に収入として認定されるべきでない旨主張するものと推察されるが、例えば、特別定額給付金は、前記１（８）のとおり、処理基準（令和２年課長通知）において、当該給付金制度の趣旨や目的に鑑み、収入として認定しないことが特別に明示されている。

　　これに対し、本件支援給付金は、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の特別定額給付金等とは異なる制度によるものであり、特別に収入認定しないとの処理基準も存在しない。審査請求人の主張は独自の見解であって採用できない。

（２）理由の提示について

ア　審査請求人は、本件処分通知書には、金額については記載されているが、何の収入かは記載さておらず、無効な文書である旨主張する。

理由の提示については、前記１（１０）のとおり、行政手続法第１４条第１項において、行政庁は、不利益処分をする場合には、名宛人に対し、当該不利益処分の理由を示さなければならない旨が定められている。

また、処分の名宛人に対して当該処分の理由の提示を行う趣旨は、行政庁の判断の慎重・合理性を担保し、名宛人の争訟（不服申立て、訴訟）提起の便宜を図るためと解される。

本件理由提示についてみると、前記２（６）のとおり、費用返還の対象となった収入については、「令和２年３月から令和２年１０月分の年金５０７０９円を遡及して受給したため」と記載されており、前記第３の２（４）において、審理員が指摘するとおり、処分庁は、「年金生活者支援給付金」を「年金」と記載する等、理由の提示に係る記載を一部誤っていることが認められる。

もっとも、前記２（３）のとおり、本件処分の前の令和２年８月２０日に、①審査請求人は、処分庁に対して、本件支援給付金が収入認定の対象になる理由を厚生労働省に説明を求めている旨を伝えており、②処分庁は、審査請求人に対して、本件支援給付金は収入であり、認定の対象である旨伝えていたことが認められる。また、前記２（４）のとおり、③審査請求人は、処分庁に対して、遡及して支給される５０，７０９円の本件支援給付金がある旨を記載した本件収入申告書を提出している。さらに、④本件支援給付金通知書には、５０，７０９円の支援給付金が振り込まれる旨の記載があることから、審査請求人は、本件理由提示の記載から、費用返還決定処分の対象となった収入が本件支援給付金であることを了知し得たと言える。

加えて、審査請求人は、本件審査請求を行って種々の主張をしていることが認められることから、本件理由提示が、不服申立ての便宜を損なうものであったとは言えない。

上記のことから、本件理由提示が理由の提示の趣旨を没却するものとまでは評価することはできない。

イ　したがって、本件処分には、その手続面においても取り消すべき違法又は不当な点は認められない。

ウ　なお、前記第３の２（４）において、審理員が指摘するとおり、本件理由提示には一部誤りが認められ、十分な理由の提示と言えるか否かについては、疑念を抱かせるものであったと言わざるを得ない。

この点について、審理員は、本件支援給付金を収入認定の対象とすることについては、誤解が生じやすい事項であり、処分庁は、被保護者自身が理解できるような言葉や表現を用いて丁寧に説明し、理解を得るよう努めなくてはならず、理由の提示の記載は、被保護者に誤解を与えることのないように努めなくてはならない旨付言するが、当審査会においても同意見である。

（３）結論

以上のことから、本件処分については、違法又は不当な点は認められない。

したがって、本件審査請求は、棄却されるべきである。

大阪府行政不服審査会第２部会

委員（部会長）針原　祥次

委員　　　　　海道　俊明

委員　　　　　衣笠　葉子